

各自動車整備振興会 教育担当者 殿

## 「平成 1 6 年度版 法令教材」教科書の訂正連絡

社団法人 日本自動車整備振興会連合会 (教育部)

訂正頁	訂正行	訂正内容 (訂正部分)	
41 頁	上から 8 行目	変更	(正) (道路運送法第 80 条第 2 項の規定に基づく貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車) (誤) (道路運送法施行規則第 52 条の規定を受けた許可に係わる自家用自動車)
	表の「自動車の種類」欄の上から 3 枠目の上から 5~6 行目	変更	(正)・道路運送法第 80 条第 2 項の規定に基づく貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車 (レンタカー) (誤)・道路運送法施行規則第 52 条の許可に係る自家用自動車 (レンタカー)
187 頁	表の「車種」欄の下から 2 枠目	変更	(正) 特種自動車 (トラック、バス、ディーゼル乗用車をベースとしたものに限る) (誤) 特殊自動車 (トラック、バス、ディーゼル乗用車をベースとしたものに限る)
194 頁	表の「18 条の 2」欄の上から 2 枠目	変更	突入防止装置の長さ 突入防止装置の取付位置 (空車状態) 項目欄の上段 (正) 車両総重量 3.5 t 以下の普通貨物自動車 (誤) 車両総重量 3.5 t 未満の普通貨物自動車
195 頁	表の「32 条規定数値」欄の上から 3 枠目	変更	走行用前照灯最高光度の規定数値欄の下から 1 行目 (正) 最高光度の合計は 225,000 cd を超えないこと (誤) 最高光度の合計は 22,500 cd を超えないこと
	表の「32 条規定数値」欄の下から 1 枠目	変更	すれ違い用前照灯の取付位置 (照明部の中心高さ) の規定数値 (正) 地上 1.2m 以下 (S35.10.1 から H17.12.31 まで~) (誤) 地上 2.1m 以下 (S35.10.1 から H17.12.31 まで~)